

添付資料
社会福祉士任用の現状と可能性

No. 1

分野	機関・施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
行政	福祉事務所	社会福祉主事	社会福祉主事	S26.3.29.	法律第45号	福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、・・・ 一 指導監督を行う所員 二 現業を行う所員 三 事務を行う所員	社会福祉法	第15条
		所長	社会福祉主事	S43.4.19.	社第193号	・・・福祉事務所における生活保護の決定及び実施並びにこれらに付随する事務	生活保護指導員制度の運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
		課長	社会福祉主事	S43.4.19.	社第193号	・・・福祉事務所における生活保護の決定及び実施並びにこれらに付随する事務	生活保護指導員制度の運営について	別紙 二 生活保護指導職員の任務
		査察指導員	社会福祉主事	S28.2.11.	社乙発第15号	・・・又指導員、現業員は必ず社会福祉主事でなければならないことは法の明記する処である・・・	福祉事務所の整備・運営について	2 職員の充足と訓練について
		身体障害者福祉司	社会福祉主事	S24.1.2.26.	法律第283号	身体障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、・・・任用しなければならない。一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	身体障害者福祉法	第12条
		知的障害者福祉司	社会福祉主事	S35.3.31.	法律第37号	知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの	知的障害者福祉法	第11条
		老人福祉指導主事	S38.7.29.	社発第513号	法第6条に規定する老人福祉の業務を行う・・・老人福祉行政の第一線機関の中核として重要な機能を果たす・・・	老人福祉法の施行に伴う実施体制の整備について		
			S38.7.11.	法律第133号	市及び福祉事務所を設置する町村は、・・・社会福祉主事を置かなければならない。	老人福祉法	第6条	
					都道府県は、その設置する福祉事務所に、福祉事務所長の指揮監督を受けて、主として前条第一項第一号に掲げる業務のうち専門的技術を必要とするものを行う所員として、社会福祉主事を置くことができる。	老人福祉法	第7条	
		家庭相談員	S39.4.22.	発児第92号	都道府県又は市町村の非常勤職員で、人格円満で、社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意をもち、・・・	家庭児童相談室の設置運営について	家庭児童相談室設置運営要綱 第六 職員の資格 二 家庭相談員	
	S39.4.22.		児発第360号	・・・家庭児童福祉関係専門職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭相談員を配置する・・・	家庭児童相談室の設置運営について	第三 職員		
	家庭児童福祉主事	S45.4.9.	社庶第74号	家庭児童相談室は、福祉課に所属し、家庭児童福祉主事及び家庭相談員は、福祉課長の指導監督を受けるものとする。	福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について	福祉事務所標準組織図の説明		
	母子自立支援員	S39.7.1.	法律第129号	2 母子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。	母子及び寡婦福祉法	第8条第2項		
	児童相談所	所長	社会福祉士	S22.1.2.12.	法律第164号	所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。一 医師 二 二の二 社会福祉士	児童福祉法	第16条の2
		児童福祉司	社会福祉士	S22.1.2.12.	法律第164号	都道府県は、児童相談所に、事務吏員又は技術吏員であって次の各号・・・児童の福祉に関する事務をつかさどるもの（以下「児童福祉司」という）を置かなければならない。	児童福祉法	第11条
				H12.5.24.	法律第82号	当該児童の保護者の指導についての意見	児童虐待防止法	第13条
	保健所	精神保健福祉相談員	精神保健福祉士	S25.5.1.	法律第123号	精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第48条の2
	身体障害者更生相談所	所長		H5.3.31.	社援更第107号	(ア)社会福祉事業に従事する者として五年以上 (イ)身体障害者福祉司として三年以上(ウ)医師、心理判定員又は職能判定員 (エ)その他	身体障害者更生相談所の設置及び運営について	(二)職員の資格
		ケースワーカー	社会福祉士			(ア)身体障害者福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者		
		心理判定員、職能判定員	社会福祉士			イ 心理判定員、職能判定員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。(ア)社会福祉士の資格を有する者		
知的障害者更生相談所	所長		S35.6.17.	社発第380号	イ 社会福祉事業従事者として五年以上その職務を行い、必要な学識経験を有する者 口 医師・・・ 八 知的障害者福祉司として三年以上勤務した者 二 準ずるもの・・・	知的障害者更生相談所の設置及び運営について	五 職員の資格	
	ケースワーカー				イ 知的障害者福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者			
	心理判定員、職能判定員				口 知的障害者福祉司その他社会福祉事業従事者として二年以上その職務を行ない前号に準ずる学識経験を有すると認められる者			
精神障害	地域生活支援センター				地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行う	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第50条の二の6	
保護	救護・更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設長		S41.7.1.	厚生省令第18号	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に、2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準	第5条
		生活指導員	社会福祉主事			社会福祉法第18条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者		第5条の2
				S41.1.2.15.	社施第335号	「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について	第一 一般的事項 四 職員の資格要件

社会福祉士任用の現状と可能性

分野	機関・施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項	
児童	児童養護施設	施設長		S23.1 2.29.	厚生省令第 63号	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条	
		児童指導員				一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校 ・生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する		第43条 第44条	
		施設長				健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条	
	母子生活支援施設	施設長				健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条	
		母子指導員				・・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・ ・・・生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等・・・		第28条 第29条	
	児童自立支援施設	施設長				健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条	
		児童自立生活支援員			S23.1 2.29.	厚生省令第 63号	・・・・一 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に五年以上従事した者 ・・・・一 地方厚生局長の指定する児童自立支援専門員を養成する学校・・・	児童福祉施設最低基準	第81条 第82条
		児童生活支援員	保育士				児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援する		第83条
	児童厚生施設	施設長			S23.1 2.29.	厚生省令第 63号	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	児童福祉施設最低基準	第7条
		児童の遊びを指導する者	母子指導員				児童厚生施設には、児童のあそびを指導する者を置かなければならない。 ・・・・児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図る・・・		第38条 第39条
		コーディネーター	社会福祉士	H8.5. 10.	児障第25号	在宅福祉を担当する職員(以下「コーディネーター」という。)は、常勤とし、地域生活支援事業の業務に専任すること。したがって、施設の業務は行わないものであること。なお、コーディネーターは、児童指導員、生活指導員、社会福祉士等の資格を有するものであって、障害児(者)の処遇の業務について実務経験を5年以上有し、各種福祉施策に熟知していることが望ましい。	障害児(者)地域療育等支援事業の取り扱いについて	ウ 地域生活支援事業(ア)担当する職員について	
	身体障害	身体障害者更生援護施設等	施設長	社会福祉主事	S60.1 .22.	社更第4号	施設長は、医師、各施設の入所対象者にかかる分野に関する特殊教育諸学校の長であった者、同分野に係る特殊教育教員免許を有する者であって三年以上同分野における福祉、教育の経験を有する者、身体障害者福祉司若しくは社会福祉主事として五年以上勤務した者又はこれに準ずる者とする。 社会福祉主事の資格を有する者若しくは、社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生施設等の設備及び運営について	(別紙)第一一 職員
身体障害者更生施設、身体障害者授産施設			社会福祉主事	H12.3. 3.30.	厚生省令第 54号	医師、特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校)の長であった者、特殊教育諸学校の教育職員の免許状を有する者であって当該分野における3年以上の福祉若しくは教育の経験を有する者、身体障害者福祉士若しくは社会福祉主事として5年以上勤務した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生援護施設等の設備・運営の基準	(別紙)第三章 身体障害者療護施設 第五 職員 二	
身体障害者療護施設			社会福祉主事			社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に、2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第21条	
補装具製作施設						社会福祉事業に5年以上従事した者又は補装具製作施設の施設長として必要な学識経験を有する者		第42条	
点字図書館						司書として3年以上勤務した者、社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第46条	
点字出版施設						社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者		第46条の2	
身体障害者小規模通所授産施設						身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者		第32条第8項	
身体障害者福祉ホーム			管理人			身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、身体障害者福祉ホームを適切に運営する能力を有する者		第28条	
内部障害者厚生施設			生活指導員	社会福祉主事	H12.6. .13.	障第464号	内部障害者厚生施設における生活指導は、日常生活を正しく指導することによって健康管理及び職業訓練を効果あるようにし、かつ、長期の療養後における社会生活復帰のための精神訓練と教養の補充を行うと共に、入所中の生活を適切かつ豊かに送らせる・・・	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	第5節の5
身体障害者福祉ホーム					S60.1 .22.	社更第4号	生活指導員は、社会福祉主事の資格を有する者又は、社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	(別紙)第三章 身体障害者療護施設 第五 職員 三
				H12.3. .30.	厚生省令第 54号	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準	第21条の2	
	ケースワーカー	社会福祉主事	S60.1 .22.	社更第4号	ケースワーカーは、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者でなければならないこと。	身体障害者更生援護施設の設備及び運営について	(別紙)第六 内部障害者更生施設 七 職員 (三)		

社会福祉士任用の現状と可能性

分野	機関・施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項		
知的障害	知的障害者援護施設等	知的障害者更生施設、授産施設、通所	施設長 / 寮長		H2.2.19.	厚生省令第57号	1. 社会福祉事業に5年以上従事した者であつて、施設を運営するのに適切であると認められる者 2. 精神保健に関して相当の学識経験を有する医師 3. 前2号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準	第12条	
			生活指導員				学校教育法に基づく大学において、心理学、教育学又は社会学を修めて卒業した者		第7条の5	
			管理人				知的障害者福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に管理運営する能力を有する者		第33条	
			知的障害者小規模通所授産施設	施設長			知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者		第21条	
	知的障害者生活支援事業									
		生活支援ワーカー	社会福祉士	H3.9.19.	児障第28号	(2) 生活支援ワーカーは、知的障害者福祉司、生活指導員、児童指導員、社会福祉士の資格を有するものであつて、知的障害者(児)処遇の業務についての実務の経験を5年以上有することが望ましいこと。	知的障害者生活支援事業の取り扱いについて	2 職員の配置について		
地域福祉	社会福祉協議会		福祉活動指導員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 福祉活動指導員	
			企画指導員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 企画指導員	
			地域福祉活動コーディネーター	社会福祉士	H13.8.10.	社援発第1391号	(1) 本事業の実施に当たっては、必要な相談員等を置くこと。 地域福祉活動コーディネーターは、地域福祉の推進に理解と熱意を有し、社会福祉士の資格を有する者又は社会福祉主事の任用資格を有し相談援助の業務に相当の経験を有する者をもって充てる。	地域福祉推進事業の実施について 地域福祉推進事業実施要綱 ボランティア振興事業実施要領 ふれあいのまちづくり事業実施要領	5 職員等の配置 (1) 地域福祉活動コーディネーターの配置	
			福祉活動専門員	社会福祉士	H6.9.30.	発社援第300号	・・・人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望がある者で、社会福祉士又は社会福祉事業法第18条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者・・・	社会福祉協議会活動の強化について	5 任用資格 福祉活動専門員	
			証明事務	要介護状態の事実	社会福祉士	H7.9.29.	職発第696号 / 婦発第277号	・・・「証明することができる書類」・・・ 要介護状態の事実 医師、保健婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は介護福祉士が交付する別添の基準に係る事実を証明する書類	育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行(第2次施行分)について	(4) 則第22条第2項の「証明することができる書類」として利用可能な書類の例
	苦情解決	第三者委員	社会福祉士	H12.6.7.	児発第574号 / 社援第1351号 / 障第451号	○ 第三者委員の要件 ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。 イ 世間からの信頼性を有する者であること。(例示) 評議員(理事を除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	2 苦情解決体制 (3) 第三者委員		
	生活支援	常勤職員	社会福祉士	H8.5.10.	社援更第133号	(1) 生活支援事業を行うため、ア又はイのいずれかに該当する者を一名常勤(専従)で配置するものとする。 ア 社会福祉士等のソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務の経験がある者	市町村障害者生活支援事業の実施について	5 職員配置等		
	福祉用具	職員	社会福祉士	H6.10.21.	社援更第284号 / 老振第80号	(1) 職員については、次の職員を適切に配置すること。 ア 理学療法士、作業療法士、保健婦、看護婦、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、一定の研修を受けた者等、福祉用具に関する専門的知識を有する者	民間事業者による福祉用具貸借サービス及び福祉用具販売サービスのガイドラインについて	福祉用具貸借ガイドライン 2 職員に関する事項 および販売ガイドライン		
老人	老人福祉施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム)		施設長		S47.2.26.	社老第17号	1. 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者	軽費老人ホームの設備及び運営について		
					H11.3.31.	厚生省令第46号	1. 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について	第5条	
			生活相談員	社会福祉主事		S41.7.1.	厚生省令第19号	1. 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 社会福祉法第18条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第5条 第5条の2
						S41.12.16.	社老第149号	「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する業務に携わったことのある者等・・・	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行について	第一 一般的事項 4 職員の資格要件
						S47.2.26.	社老第17号	次の基準による職員を置くものとする。	軽費老人ホームの設備及び運営について	5 職員 (1)職員数
			在宅介護支援センター	所長						
		ソーシャルワーカー	社会福祉士	S51.5.21.	社老第28号	・・・次に掲げる職種の職員を常勤で配置する・・・なお、職員の配置にあたっては、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置するものとする。 社会福祉士等のソーシャルワーカー又は保健婦一人	在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について	別添4の2 1 在宅介護支援センター運営事業 (8) 職員の配置等		

社会福祉士任用の現状と可能性

No. 4

分野	機関・施設	職名	条件	年月日	根拠・関連	業務・通知等の内容	法令名	条項
介護 保険	居宅介護 支援	管理者		H11.3 .31.	厚生省令第 38号	1. 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援 専門員の職務に従事する場合	指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に 関する基準について	第3条
		介護支援専 門員	介護支援 専門員	H10.4 .10.	厚生省令第 53号	・・・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するも の又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等によ り相談援助の業務を行うために必要な知識及び技能を修得もの と認められるもの・・・	介護支援専門員に關す る省令	第11条
				H11.7 .29.	老企第22 号	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に介護支 援専門員を置かなければならない・・・	指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に 関する基準について	二 人員に関する基 準
	指定介護 老人福祉 施設	介護支援 専門員	H12.3 .17.	老企第43 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者 を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営 に関する基準について	第二 人員に関する 基準 四	
	介護老人 保健施設	介護支援 専門員	H12.3 .17.	老企第44 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者 を一人以上配置するものとする。・・・	介護老人保健施設の人 員、施設及び設備並び に運営に関する基準に ついて	第二 人員に関する 基準 六	
指定介護 療養型医 療施設	介護支援 専門員	H12.3 .17.	老企第45 号	介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者 を一人以上配置するものとする。・・・	指定介護療養型医療施 設の人員、設備及び運 営に関する基準につい て	第三 人員に関する 基準・設備に関する 基準 一 人員に關 する基準 (四)		

[備考] 社会福祉法施行規則(昭和26年6月21日厚生省令第28号)

(法第19条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める者)

1、社会福祉士

2、精神保健福祉士